

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市体育施設(市民体育館、市民庭球場、首里石嶺プール)の利用料金の減免
根拠法令及び条項	那覇市体育施設条例第10条 那覇市体育施設条例施行規則第3条 那覇市体育施設管理に関する規程 第13条 那覇市民体育館利用料金一部免除運用基準 漫湖公園市民庭球場利用料金一部免除運用基準
審 査 基 準	
<p>那覇市体育施設条例</p> <p>那覇市体育施設条例施行規則</p> <p>那覇市体育施設管理に関する規程</p> <p>那覇市民体育館利用料金一部免除運用基準</p> <p>漫湖公園市民庭球場利用料金一部免除運用基準</p> <p>別紙のとおり</p>	
標準処理期間	3日
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課(098-917-3504) 指定管理者 NPO法人 那覇市体育協会
更新日	平成27年4月1日

(別紙)

那覇市体育施設条例

(利用料金の減免)

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会規則で定めるところにより利用料金の一部を免除するものとする。

(1) 特別支援学校の児童若しくは生徒又は小学校及び中学校の特別支援学級(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 81 条の特別支援学級をいう。)の児童若しくは生徒及びその引率者が利用する場合

(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条の児童福祉施設(保育所及び児童厚生施設を除く。)に入所し、又は通っている者及びその引率者が利用する場合

(3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合

(4) 知的障害者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障害と認定された者をいう。)及びその引率者が利用する場合

(5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者が利用する場合

(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。この場合において、施設の利用料金の一部を免除するときは、照明設備及び冷房設備の利用料金を免除することができない。

(1) 本市が主催又は共催する行事に予約利用する場合

(2) 沖縄県中学校体育連盟若しくは那覇地区中学校体育連盟又は那覇市スポーツ少年団が主催する児童又は生徒を対象とした行事に予約利用する場合

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

那覇市体育施設条例施行規則

(利用料金の減免)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の一部を免除する

ことができる額は、利用料金の2分の1の額とする。

2 条例第10条第2項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第2項第1号に規定する本市が主催する行事に予約利用する場合 全額
- (2) 条例第10条第2項第1号に規定する本市が共催する行事に予約利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (3) 条例第10条第2項第2号の規定に該当する場合 全額
- (4) 条例第10条第2項第3号の規定に該当する場合 指定管理者が必要と認める額

那覇市体育施設管理に関する規程

(利用料金の免除)

第13条 規則第3条第1項第3号の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部免除することができる特別な理由があると認める場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、照明設備及び冷房設備の利用料金については、一部免除することができない。

- (1) 当協会が主催する行事・大会等 全額
- (2) 会長が別で定めた規定で認めた場合 利用料金の2分の1の額
- (3) 前号の規定にかかわらず、会長が特別な理由があると認める場合は、全額または利用料金の2分の1の額を免除することができる。

那覇市民体育館利用料金一部免除運用基準

那覇市体育施設管理に関する規程(以下「規程」という。)第13条第1項第2号については、次の基準により運用するものとする。

(主旨)

第1条 この基準は、那覇市民体育館を予約利用するときに、規程第13条第1項第2号の規定について、対象となる施設、団体等についての基準を定めるものとする。

(対象施設及び利用目的)

第2条 対象となる施設及び利用区分(目的)等は次のとおりとする。

施設	利用区分(目的)		摘要
メイン	アマチュアスポーツ	入場料を領収	規程別表第4、5の区分に該当する利

アリーナ・サブアリーナ	及びレクリエーションに利用	しない場合		用料金のみとし、その他の設備・器具等の料金は除く。
アリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用	入場料を領収しない場合	営利を目的としない場合	大会等に関連する利用（開・閉会式、審判講習会、代表者会等）を含む。
会議室・役員選手控室	上記のメイン・サブアリーナの利用目的と関連して利用する場合（ただし、別表1の1のうち、（1）から（6）号までの団体が利用する場合は、関連しない場合でも対象とする。）			

地域振興型プロスポーツクラブ及び沖縄県専門学校各種学校協会に関する運用基準は別に定める。

（対象団体及びその認定）

第3条 対象とする団体は、本市又は本県全域を対象として組織されたアマチュアスポーツ・レクリエーション関係団体、学校・社会教育関係団体若しくは福祉関係団体で認定を受けた団体とする。

2 前項の認定を受けようとする団体は、那覇市体育施設利用料減額対象団体認定申請書に必要な資料を添付し、会長に提出しなければならない。

3 前項の認定は、会長が決定（決裁）するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず別表1に掲げる団体及び傘下団体と認める団体は認定を受けたものとする。

5 新たに認定を受けた団体は、随時 別表1に追加するものとする。

漫湖公園市民庭球場利用料金一部免除運用基準

那覇市体育施設管理に関する規程（以下「規程」という。）第13条第1項第2号については、次の基準により運用するものとする。

（主旨）

第4条 この基準は、漫湖公園市民庭球場を予約利用するときに、規程第13条第1項第2号の規定について、対象となる施設・団体等についての基準を定めるものとする。

（対象施設）

第5条 対象となる施設は次のとおりとする。

漫湖公園市民庭球場・・・東側ハードコート4面

中央ハードコート2面

西側オムニコート4面

クラブハウス

(対象団体及びその認定)

第6条 対象とする団体は、下記のとおりとする。

- (1) 那覇市テニス協会
 - (2) 那覇市ソフトテニス連盟
 - (3) 沖縄県高等学校体育連盟
 - (4) 那覇市が共催する行事
- 2 利用料金一部免除の認定を受けようとする団体は、那覇市体育施設利用料減額対象団体認定申請書に必要な資料を添付し、会長に提出しなければならない。
 - 3 前項の認定は、会長が決定(決裁)するものとする。
 - 4 新たに認定を受けた団体は、第3条第1項に追加するものとする。